

埼玉県福祉用具専門相談員指定講習指定要綱等のポイント

○本人確認の徹底、修了名簿等の統一

平成24年に発生したオウム真理教に関わる指名手配犯が偽名で介護員養成研修を受講し、不当に研修修了証明書を入手していたことから平成24年7月31日付けで厚生労働省老健局振興課から受講生の本人確認を行うよう依頼通知がなされた。

福祉用具専門相談員指定講習課程についても、上記通知により、本人確認を行う講習として例示されているため、埼玉県でも戸籍謄本や住民票等などの公的書類により受講生の本人確認を徹底することとした。

また、これらの修了者の名簿管理等も一元的に行えるよう、修了番号の付与の仕方、名簿の管理方法についても統一的なリストを作成した。

○要領を新たに策定

本人確認の方法等などが新たに加わったため、要領を新たに作成した。

○講習受託者の法人要件の確認

指定講習を実施する法人格等の欠格事項について、従前よりも具体的な基準を挙げ、講習機関としての適格性を確認するとともに、申請時に当該欠格事項に該当しない旨の誓約書を徴収することとした。

○指定の取消し事由の明確化

指定の取消し事由を従前の要綱より明確化した。

○法人等が解散、清算、休止等になった場合の取扱い

法人等が解散、清算、休止等になった場合の修了名簿等の取扱いを明確化した。